

平成25年11月18日

受益者の皆さまへ

三井住友アセットマネジメント株式会社

「グローバル3資産ファンド(愛称:ワンプレートランチ)」の
信託約款変更の決定について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております標記ファンドの信託約款変更につきましては、法令および信託約款の規定に基づき、平成25年10月11日付公告および書面をもって、その内容等をお知らせしておりましたが、予定通り平成25年11月21日付で信託約款の変更を行うこととなりましたのでお知らせいたします。

受益者の皆さまのご愛顧につき、誠にありがたく深く御礼申し上げますとともに、今後とも弊社ファンドにつき、変わらぬご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託約款の変更の決定について

標記ファンドの信託約款変更につきましては、法令および信託約款の規定に基づき、平成25年10月11日付公告および書面をもって、その内容等をお知らせし、同日より平成25年11月15日まで信託約款の変更(予定)に対する異議申立ての受付を行いました。

その結果、異議申立てのあった受益者の受益権の合計口数が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えませんでしたので、予定通り信託約款の変更を行うこととなりました。

2. 信託約款変更の概要

分散効果や収益のより一層の向上を図るため、投資対象とするマザーファンドにつき、以下の通り変更します。

- ・債券部分は「グローバル好利回り債券マザーファンド」から新興国を含む幅広い国へ投資する「G20債券マザーファンド」に変更します。
- ・株式部分は「新興国高配当株式マザーファンド」(平成25年11月20日設定予定)を新たに追加します。

当該変更は、平成25年11月21日に実施しますが、実際の適用開始日は平成25年12月20日となります。また、債券部分の「グローバル好利回り債券マザーファンド」は平成25年12月20日以降、徐々に売却しますので、しばらく当該マザーファンドの保有は継続されます。

3. 信託約款変更の内容（新旧対照表）

新	旧
<p>〔運用の基本方針〕 2. 運用方法 (1) 投資対象 <u>G20 債券マザーファンド、グローバル好利回り株式マザーファンド、新興国高配当株式マザーファンドおよびグローバル・リート・マザーファンド（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。</u> <u>上記に列挙したマザーファンドの受益証券以外に、平成25年12月19日時点で保有していたグローバル好利回り債券マザーファンドの受益証券についても主要投資対象としますが、平成25年12月20日以降、順次、当該マザーファンドの信託契約の一部解約の実行請求を行うものとし、かつ新規の買付けを行わないものとします。</u></p>	<p>〔運用の基本方針〕 2. 運用方法 (1) 投資対象 <u>グローバル好利回り債券マザーファンド、グローバル好利回り株式マザーファンドおよびグローバル・リート・マザーファンド（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。</u></p>
<p>【運用の指図範囲等】 第22条 委託者は、信託金を、主として三井住友アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「<u>グローバル好利回り株式マザーファンド</u>」、「<u>新興国高配当株式マザーファンド</u>」、「<u>G20 債券マザーファンド</u>」および「<u>グローバル・リート・マザーファンド</u>」（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の各受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 <u>上記に列挙したマザーファンドの受益証券以外に、平成25年12月19日時点で保有していたグローバル好利回り債券マザーファンドの受益証券についても主要投資対象としますが、平成25年12月20日以降、順次、当該マザーファンドの信託契約の一部解約の実行請求を行うものとし、かつ新規の買付けを行わないものとします。</u></p> <p>〔以下略〕</p>	<p>【運用の指図範囲等】 第22条 委託者は、信託金を、主として三井住友アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「<u>グローバル好利回り株式マザーファンド</u>」、「<u>グローバル好利回り債券マザーファンド</u>」および「<u>グローバル・リート・マザーファンド</u>」（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の各受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>〔以下略〕</p>

本件に関するお問い合わせは・・・
三井住友アセットマネジメント株式会社
お客さま専用フリーダイヤル 0120-88-2976
受付：原則として営業日の午前9時～午後5時